

## 委員会プロダクトの学会誌への掲載に関する細則

### (目的)

第 1 条 本細則は、日本集中治療医学会（以下、「本会」という）の各委員会が作成するプロダクトを日本集中治療医学会雑誌あるいは、Journal of intensive care の掲載を行う際に必要な事項を定める。

### (プロダクトの定義)

第 2 条 本細則においてプロダクトとは、理事会の審議に基づき本会の委員会が作成するガイドライン、ガイダンス、指針等をいう。

### (プロダクト会議の設置)

第 3 条 プロダクトを日本集中治療医学会雑誌、あるいは Journal of intensive care に掲載することを起案した時点で、直ちにプロダクト会議を設置する。

### (プロダクト会議の構成員)

第 4 条 プロダクト会議は、プロダクトを作成する当該委員会の委員長、委員、担当理事および雑誌編集を担当する委員会の委員長、委員、担当理事および雑誌社担当で構成する。

### (プロダクト会議での検討事項と掲載または発刊の決定)

第 5 条 プロダクト会議にて以下の項目を検討し掲載が決定すれば、学会誌掲載を前提にプロダクト作成を行う。なお、検討状況およびプロダクト作成の進捗状況等については、プロダクト会議構成員で情報共有をおこなう。

- (1) 発刊の企画および予算の検討
- (2) 出版スケジュール
- (3) 編集方法（図表、Reference 等、出版における体裁等）
- (4) 入稿手順、入稿方法
- (5) 査読の有無
- (6) 英訳の方法

- 2 プロダクト会議による議論を経て、プロダクトの学会誌への掲載を取りやめることがあっても良い。

### (決定事項の周知)

第 6 条 プロダクト会議の決定事項は当該委員会ならびに理事会へ周知を行う。

### (著作権)

第 7 条 掲載または発刊されたプロダクトの著作権について、著作者は著作権法第 27 条及び同第 28 条に定める権利を含め日本集中治療医学会に譲渡する。また、著作者人格権を行使しないものとする。

(附則)

この細則は、2024年4月22日から施行する。

この改定は、2024年12月20日から施行する。

この改定は、2025年10月15日から施行する。